

平成29年度

社会福祉法人厚木市社会福祉協議会 事業計画書

1 事業方針

地域包括ケア社会の実現に向けて、厚木市では平成29年度に厚木市地域福祉計画など保健・福祉分野における行政計画の改定を行います。

このため、本会では、同計画を補完・連携する関係にある地域福祉活動計画を前倒しして改定するとともに、中長期経営計画の改定に取り組みます。これを受け、現行の地域福祉活動計画をより実り多いものとするため、計画に位置付けられている事業を積極かつ着実に推進することとします。また2025年を見据えて策定する地域福祉活動計画に、円滑に移行が果たせるよう地区地域福祉推進委員会及び各福祉関係機関とより緊密に連携を図りながら、地域福祉力の向上に努めます。

2 重点事業

(1) 地域における助け合い、支え合い活動の推進

少子高齢化が更に進行すると見込まれ、地域の中で、住民同士が互いに助け合い、支え合うことができる仕組みづくりにより一層積極的に取り組むことが求められています。

こうしたことから、厚木市と連携して15地区地域福祉推進委員会への支援を重点的に行いつつ、生活支援コーディネーターの位置付けを付与された地域福祉コーディネーターの機能強化を図り、よりきめ細やかな地域福祉活動を展開できるように努めます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者人口の増加等に伴い、認知症や障がい等により判断能力のない方への支援の必要性が高まります。このため、成年後見制度が利用し易いものとなるよう相談及び情報提供等に努めるとともに、市民後見の需要に対応できるよう市民後見人の育成のための取組を進めます。

また、金銭管理や書類預かり等の日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会特有の事業であるため、常に住民のニーズに応えられるよう地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化を図ります。

(3) ボランティア活動の推進

地域包括ケア社会を実現していくためには、地域の福祉力の一翼を担うボランティアの育成が必要です。このため、ボランティアセンターを核として、ボランティアに関心のある方への活動誘導を図り、ボランティア活動の裾野を広げ、ボランティア活動の持続化、定着化に努めます。

また、大きな自然災害が毎年のように発生する状況が続く中、“いざ”という時に災害救援ボランティア支援センターを円滑に運営できるよう取り組みます。

主な実施事業（拠点区分及びサービス区分）

I 社会福祉事業

1 法人事業【241, 151千円】

(1) 法人運営事業【174, 993千円】

社会福祉法人制度改革を踏まえ、公益性の高い社会福祉法人として、より一層

適正な運営に努めます。

また、会員加入の増強に向け、現行方法の見直しを図り納入率の向上に努めます。

さらに、「社協あつぎ」、ホームページなどを活用し、情報の提供を行います。

① 法人運営に係る関係会議の開催

事業計画・予算及び決算をはじめ法人運営に係る案件の審議等のため、理事会

会、評議員会等を適宜開催します。

② 役員及び評議員の研修

役員及び評議員を対象に、円滑な法人運営を遂行するため社会福祉の最新動向等を基本とした研修会を実施します。

③ 会員募集運動の実施

市民・団体や企業等に本会活動への理解と協力を求めるとともに、各自治会

の協力を得ながら、会員の募集を行います。

また、市内法人(企業)等を対象に、訪問等により賛助会員への加入の働き

かけを行います。

④ 事務局の管理・運営

適正な法人運営を図るため、各種法令等を順守し、規律ある事務局体制の構

築に努めます。

⑤ 職員研修の実施

県社協等の研修を通して、職員の資質及び職務遂行能力の向上を図ります。

⑥ 関係機関等との連絡調整

地域福祉を総合的に推進するため、県社協及び他市社協、市内福祉関係施設等との連携と情報の共有を図ります。

- ⑦ 「社協あつぎ」の発行
 本会活動の情報提供や周知及び福祉の理解促進を図るため、「社協あつぎ」を年4回発行します。
- ⑧ 厚木市社会福祉大会の開催
 社会福祉への功労に対し、表彰及び感謝の意を表するとともに、福祉意識の高揚を図るため、厚木市との共催により開催します。
- ⑨ 啓発宣伝・情報配信事業
 ホームページや社協メールあつぎを活用し、迅速な情報発信に努めます。
- ⑩ ふれあい基金の管理・運用
 基金の増強に努めるとともに、安全かつ有利な方法で管理・運用を行い、基金を本会事業のために有効に活用します。
- ⑪ 善意銀行の運用
 市民や企業等からの寄付を受け、寄付金等の有効活用に努めます。
- ⑫ 地域福祉活動計画及び中長期経営計画の策定
 平成30年から3年間の地域福祉活動計画及び経営計画を策定します。
- ⑬ 法人設立40周年記念事業の実施
 法人設立40周年を記念し、これまでの歩みを振り返り、皆様への感謝とともに新たなスタートとして、記念事業を実施します。

(2) 住民福祉活動推進事業【39,447千円】

地区地域福祉推進委員会に対し各種事業の支援及び助成等を行うとともに、地区地域福祉推進委員会連絡会議を活用し、各地域の福祉課題の解決に向けた支援に努めます。

- ① 地区地域福祉推進委員会事業費の交付
 地区地域福祉推進委員会の運営や活動を支援するため、賛助会費及び厚木市交付金を財源とした事業費を交付します。
- ② 地区地域福祉推進委員会活動への助成
 広報活動や食事サービス、ミニデイサービス、子育てサロン、敬老事業、健康体操教室等事業別の活動に必要な助成を行います。
- ③ ささえあい活動支援助成事業
 地区地域福祉推進委員会による近隣住民の見守りやささえあいの体制づくりを支援するため、助成を行います。
- ④ 地区地域福祉推進委員会連絡会議の開催
 研修や情報交換を通して、各地区の福祉課題の把握や情報を共有し、地区ごとの地域福祉の推進を図ります。
- ⑤ 地域福祉推進大会の開催

市民の福祉活動への理解と参加を促進するため、厚木市と共催で開催します。

(3) 福祉活動推進事業【4, 733千円】

市民の福祉向上を図るため、人材育成としてガイドヘルパー等養成研修、福祉当事者団体等への支援、車いすの貸出し、介護教室の開催、保育園への支援等の実施と障がい者週間の啓発事業等に取り組みます。

① 障害者ガイドヘルパー等養成研修事業

障害者居宅介護事業に係る人材の育成として、県の指定を受け、ガイドヘルパー関係の研修を実施します。

② 福祉団体等助成事業

福祉当事者団体及び福祉推進団体の活動を支援するため、助成金を交付します。

③ 車いすの貸出事業

病気やケガ等により、一時的に車いすが必要になった場合や福祉体験の機材等として、車いすの貸出を行います。

④ 介護教室

介護の基本や制度の利用方法、認知症についての理解などを促進するため、認知症サポーター養成講座等と市内福祉施設の見学を組み入れた介護教室を実施します。

⑤ 保育園児支援事業

保育園児の健全な育成を支援するため、保育園に情操教育に関する教材等の整備助成金を交付します。

⑥ 障がい者週間啓発事業

障がい者週間(12月3日～12月9日)に合わせ、市内障がい者団体及びボランティア等の協力により、啓発キャンペーンを実施し、障がい者福祉や虐待防止等の理解促進を図ります。

⑦ 福祉活動団体等の研修支援事業(マイクロバスの運行)

本会一般会員(団体)等の事業や研修等支援のため、マイクロバスの運行を行います。

(4) 共同募金配分金事業【2, 309千円】

神奈川県共同募金会からの一般事業費配分金及び年末助け合い配分金を活用し、高齢者・障がい者等の各種支援事業を実施します。

① 知的障がい者自立アップ支援事業

知的障がい者の社会参加と自立の一助として、日常生活に必要な知識・マナ

一等を学習する機会となる自立アップ支援講座を実施します。

② 男の料理教室の開催

男性高齢者を対象に、調理実習を通して規則正しい食生活のあり方を学び、健康増進を図るための料理教室を実施します。

③ 地域活動支援センターへの助成

障がい者福祉の向上のため、地域活動支援センターへ助成金を交付します。

④ 厚木市母子福祉連絡協議会への助成

母子福祉の向上のため、厚木市母子福祉連絡協議会へ助成金を交付します。

⑤ 高齢者福祉施設一日体験事業

中学生を対象にボランティア活動へのきっかけづくりとして、市内高齢者福祉施設の協力により一日体験事業を実施します。

⑥ 年末たすけあい配分金事業

共同募金の年末たすけあい配分金を活用し、障害者就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センターの年末事業に対し助成金を交付します。

(5) ボランティアセンター活動事業【6, 496千円】

ボランティア活動への理解と参加を促進するため、ボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、ボランティア養成講座等の開催や情報提供、福

祉

教育の推進、ボランティア団体への活動支援等を実施します。

① ボランティアセンターの管理運営

市民のボランティア活動の中心的な拠点として、情報提供、相談、紹介、啓

発等センター機能の充実を図ります。

② ボランティア講座の開催

各種講座や講習会を開催し、ボランティアの養成や育成に努めます。

ア ボランティア入門講座

イ 傾聴講座

ウ 精神保健福祉ボランティア養成講座

③ 福祉教育推進事業

市内小中学校を対象に、福祉教育の支援として手話、点字、車いすなどの各

種講師を派遣し、児童生徒の思いやりの心を育むとともに福祉活動への参加意欲の向上を図ります。

④ ボランティアグループ等への助成

本会登録グループに対し、ボランティア活動のより一層の充実を図るため、助成金を交付します。

⑤ ボランティア情報の提供

「社協あつぎ」、ホームページ及び社協メールあつぎ等を活用し、情報の発

信に努めます。

⑥ 災害ボランティア支援体制の強化

“いざ”という時に災害救援ボランティア支援センターを円滑に運営できるように、防災訓練等において災害ボランティアの受入訓練等を実施するほか、日ごろから、行政・災害ボランティア関係団体等との連携を推進します。

⑦ ボランティア団体の講座支援

障がい者の社会参加等を促進するボランティア団体が行う講座等を共催で開催します。

(6) 資金貸付事業【9, 912千円】

生活に困窮している世帯、高齢者・障がい者世帯等の支援として、生活困窮者

自立相談や福祉総合相談等を通して、世帯の自立と安定を図るため生活福祉資金及び緊急援護資金等の貸付を行います。

① 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、高齢者・障がい者世帯に対し、教育支援資金のほか用途別に資金の貸付を行い、安定した生活を送れるよう支援します。

② 緊急援護資金の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、資金の貸付を行います。

③ 行旅人の援護(旅費の貸付)

行旅人に旅費(隣接市までの電車賃)の貸付を行います。

(7) 在宅援護等事業【3, 261千円】

制度外の在宅支援として、福祉有償運送による移送サービスやホームヘルパーを派遣するあつぎしあわせライフサービスを実施します。

また、交通遺児や災害被災世帯に対して、見舞金等を支給する援護事業を実施します。

① 移送サービス事業

公共交通機関等の利用が困難な要介護者及び障がい者等に対し、福祉有償運送として移送サービスを実施します。

② あつぎしあわせライフサービス

市民参加による有料の家事・介護サービスを実施します。

③ 交通遺児の援護

交通遺児に対し入学祝金を支給します。併せて、法人運営事業として指定
寄

付金を原資に福祉金を支給します。

④ 災害見舞金の支給

火災等の被災者に対し見舞金を支給します。

2 権利擁護支援センター【7,907千円】

(1) 権利擁護支援事業【4,387千円】

厚木市権利擁護支援センター事業として、成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、高齢者及び障がい者の虐待による権利侵害を解消する取組みを推進します。

① 成年後見支援事業

成年後見相談や講座の開催などにより、成年後見制度の啓発普及に努めます。

また、本会が成年後見人となる法人後見を実施します。

② 市民後見人の育成

市民後見人登録者の実務的な研修等を通して、人材の育成を行います。

③ 法人後見の推進

法人後見の相談等を通して、法人後見を推進します。

④ 高齢者・障がい者虐待防止の推進

高齢者・障がい者の虐待通報の窓口(24時間体制)を開設するとともに、「社協あつぎ」や虐待防止研修会を通して、虐待防止の啓発に努めます。

⑤ 福祉総合相談の実施

福祉制度・サービスの相談から経済的な相談まで、幅広い相談対応に応じ、市民の福祉向上を図ります。

(2) 日常生活自立支援事業【3,520千円】

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用手続き、預貯金

の出し入れや福祉サービス等の支払などの金銭管理及び書類の預かりを行うことにより、日常生活の自立支援を図ります。

① 福祉サービス利用援助

福祉サービス利用のための手続き等の支援を行います。

② 日常的な金銭管理サービス

利用者に代わって、生活費等の払い出しや支払いを行います。

③ 書類等預かりサービス

利用者が保管困難な年金証書や預金通帳等を預かり保管します。

3 居宅介護事業【12,221千円】

障害者総合支援法により指定を受けた居宅介護事業所として、障がい者の在宅生活を支援するため各種サービスを実施します。

(1) 居宅介護事業【289千円】

在宅の要介護者に対し、身体介護や家事援助のサービスを行います。

(2) 同行援護事業【11,932千円】

視覚障がい者の外出移動を支援するサービスを行います。

II 公益事業

喫茶・売店事業【11,223千円】

障がい者の就労の場の確保と公共施設等利用者の利便を図るため、厚木市保健福祉センター等において、喫茶・売店事業を実施します。

(1) 喫茶事業【5,041千円】

厚木市保健福祉センター内で「喫茶どんぐり」を運営します。

また、ぼうさいの丘公園内での軽食喫茶「きらら」の運営を障がい者団体に委託します。

(2) 売店事業【6,182千円】

厚木市保健福祉センター内で「売店どんぐり」を運営します。

III 収益事業

自動販売機設置事業【856千円】

市内公共施設における自動販売機（58台）の設置により、各施設利用者の利便を図るとともに、その収益金を社会福祉事業及び公益事業のために活用します。